論文の内容の要旨

論文題目 江戸町人地に関する都市史的研究 一道・堀川の維持と存続をめぐって

氏 名 髙橋 元貴

本研究は、都市空間が「どのようにかたちづくられたのか」ではなく、「どのようにかたちづけられていったのか」という視点のもと、日本近世都市の社会的・空間的な実態分析を通して、都市の空間構造が歴史的に有した特質を明らかにするものである。

一九九〇年代以降、日本近世都市史研究は、歴史学・歴史地理学・考古学・建築史学などの学際的な研究交流の進展とともに大きな展開をみせた。このうち都市空間をめぐっては、建築史学を中心に研究蓄積が進められたてきたが、誤解を恐れずにいえば、これら成果の多くは都市空間の形成や変容、その構造の確立や移行の局面-〈変化の相〉-に関心の重きが置かれていたように思われる。これに対し筆者の主眼は、安定や再生産、維持や存続の局面-〈持続の相〉-から都市空間ないしその構造を捉え直すことにある。

そこで本研究では、日本近世最大の城下町であった江戸のうち、都市における商業・手工業・流通・労働などの諸活動の枢要を担った町人地-町方社会とその空間-を主たる舞台とし、これを人的かつ物的にささえる基盤であった道・堀川を素材に、その維持と存続のあり様を論ずることとしたい。対象とする時代は、本論の視点とも関わって、江戸の都市域の空間的拡大が収束し、町奉行支配地が最大化された十八世紀半ばからおおむね十九世紀前半までとするが、個別の分析対象としては幕末期の事例をもふくめている。本研究の課題はつぎの三つである。

第一は、江戸町人地の特質を、多様な社会的・空間的な変化にみるのではなく、空間構造が再生産されてゆく過程のなかに見出すことである。

第二は、この視点のもと、都市の基盤施設であり、都市空間を外的に規定する物理的存在であった道と堀川を題材に、町人地がいかに維持・管理されてきたのかーされてこなかったのかー、そして、どのように存続してきたのか、を社会的・空間的な実態把握をもとに明らかにする。

第三は、以上の分析を通して、社会的分業が進展し、さまざまな社会諸集団が共在する 近世中後期の江戸町人地において、空間構造の史的段階としていかなる契機あるいは画期 が摘出できるかを見通すことである。

以下に本論文の構成と内容を記す。

はじめに序章と第1章をおき、江戸都市史研究の成果と課題を二つの角度から整理する。 序章では、日本都市史研究の方法論の展開と江戸町人地研究の到達点を確認し、本論が ふまえるべき方法と問題の所在を整理することで、本研究の研究史上の位置づけを試みる とともに、空間分析のための新たな視角を提示する。

第1章では、江戸の都市史研究における建築史学からの諸達成とその占める位置の相対化を試みる。これは、本研究が対象とする城下町江戸に関する都市史的研究の厖大さ、かつ、九〇年代以降の領域横断的な研究段階を前提として、自らの立脚点-建築史学ないし空間史という立場-を再確認する作業であり、今後の建築史学からの江戸都市史研究にむけての論点をしめす。

つづく第2章から第7章が本研究の各論をなす。これらを大別すれば、江戸市中の道について扱う第2・3章、堀川ないし河岸を題材とする第4・5章、維持管理の担い手に焦点をあてる第6・7章の三つの部分から構成される。

第2章では 十七世紀半ばから十八世紀末にかけての江戸町人地における道空間の支配と管理体制について考察する。ここでは、町共同体が負担した町内の道における維持管理のあり方を、幕府(町奉行と道奉行)の管理体制(認可システム)の生成過程の検討を通して浮かび上がらせ、これが十八世紀末に確立されたことを明らかにした。そして、町奉行による管理が町内の道に関わる多様な実態(「往還ニ相拘リ候儀」)の許認可制度による掌握と統制を意味していたこと、その管理権限の保持の背景には、町人地の支配という城下町の空間編成原理の存続に関わる争点が孕まれていたことを指摘している。

第3章では、第2章で明らかにした認可システムと対になる江戸市中の道の管理体制として「持場」の問題をとりあげ、江戸市中全体における道の維持管理システムとしての把握を試みる。まず、先行研究によって指摘されてきた町共同体による町内の維持管理負担(「持場負担」)の実態を、個別町分析から再検討し、つぎに、場末の町方地域の事例をもとに、隣接する武家地や寺社地の負担関係もあわせて、それぞれの持場の空間的諸相を明らかにした。以上をふまえ、江戸市中における道の維持管理が、機能維持と治安維持の二つ位相に分化して考えられること、その負担単位であった「持場」が、二つの空間類型から把握できることを仮説的に示した。

第4章では、江戸町方中心部を対象に、十七世紀後半から十九世紀半ばにかけての堀川の空間動態とその存続について論じる。江戸では堀川の機能維持を目的とする浚渫事業 (「川浚」)が行われており、これが幕府によるもの(「公儀浚」)と堀川沿いの町人(な

いし武家・寺社)によるもの(「自分浚」)とに分かれていたことが知られるが、この体制が享保末年ごろに一応の定式化をみたことを推定した。そして、町方中心部の堀川で行われた川浚の実施動向を通時的に整理することで、当該期における堀川の質的状態を長期的に復元した。そこでは川浚が定期的に実施されていたとは言い難く、一部の堀川では通船機能に障害が出るような恒常的な「川埋り」が発生していたこと、その一方で、川浚なしでも堀川の機能維持を実現できていたことなどを明らかにした。こうした堀川の特質を、個別事例をもとに詳らかにすることで「水の都」と称されてきた江戸の都市像に一石を投じる。

第5章では、第4章で明らかとなった堀川の空間動態をふまえ、江戸町方における河岸空間-堀川と河岸地-の実態とその存続の意味を、神田堀を事例に、そこに集中して店を構えた材木仲買商との関係から考察する。まず、十七世紀後半に掘削され、十八世紀にかたちづくられた神田堀沿いの町々の空間形成と、江戸市中における材木仲買商の存在形態・仲間集団の内部構造をみる。そして、十八世紀末から十九世紀初頭にかけて、神田堀沿いが材木仲買商の一大センターが成立した一方で、当該期、神田堀が自然の堆積作用によって実質的に埋まっていたこと、また河岸地の人為的な築き出しによる土地利用がなされていたことを明らかにした。こうした相反する江戸河岸の社会的・空間的様相をふまえ、材木仲買にとっての河岸空間の本質が、運輸・交通機能よりも、貯蔵機能に措かれていたのではないかと結論づけた。

第6章では、江戸町方における道の管理政策のひとつとして、文化年間(一八〇四~一七)に町奉行所主導のもと実施された「庇地」の統制事業(「町々取調」)をとりあげる。これは、町役人(町名主・月行事)の立ち合いのもと、町奉行所役人(「町々取調懸」)が行った江戸町方の庇地=店前空間の一斉摘発であって、その実施内容について調査方法をふくめ具体的に検討した。そして、公儀地である「庇地」の確保を目指した町奉行所側の規制方針が、町名主たちの土地境界の論理-下水を規制基準とする考え-によって換骨奪胎されるさまを、町々取調に関連して作成された絵図の比較分析からあぶり出す。最後に、結果としては徒労に終わった右の庇地統制策の史的意義が、近世後期における幕府の都市空間把握の転換点として見出せると推定した。

第7章では、江戸町人地における実質的な維持管理の担い手として鳶人足(集団)に焦点をあてる。まず、町空間の維持管理の担い手として鳶人足が有した職分の基本的性格を概観した。そして、安政元(一八五四)年の神田多町二丁目火事を事例に、彼らが日常的に取り組んだ、江戸町方における消火から類焼後の初期的な復興までの一連の過程を、町空間の維持行為として位置づけることを試みた。従来必ずしも明らかにされてこなかった鳶人足の消火活動と土木・普請工事の請負実態を通して、町人地の存続にとって彼らの労

働が不可欠な要素であったことを実証的に検証し、江戸における都市空間の再生産労働の 中枢を担ったと考えられる都市下層社会の一端を照らし出した。

以上の各論をふまえ終章では、第 $2\sim7$ 章での知見をもとに補足を加えながら通時的な観点から整理し、従来は静態的に捉えられがちであった近世中後期における江戸町人地の空間構造の歴史的段階を仮説的に述べた。